

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人大乗淑徳学園
②設置大学名称	淑徳大学
③担当部署	学園本部理事長室
④問合せ先	03-5392-8888 hq-rijichoshitsu@daijo.shukutoku.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 29 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.daijo.shukutoku.ac.jp/governance_compliance/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を三つの方針として定め、「学位プログラム GUIDE」等に明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めています。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長・学長特別補佐の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にしています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	大学全般の重要事項の審議機関である大学協議会や各学部委員会、センター等、教員だけでなく事務職員が構成員となっており、教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「FDSD 実施取組み」としてホームページに公表し、FD、SDに係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施しています。 なお、2026 年度取組み事項として、大学の運営に関わる各種方針のなかに「淑徳大学 SD の指針」を体系的な指針として定め、求められる資質・能力に照らした SD の推進を予定しています。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	平成 28（2016）年に学園グランドデザインを策定し、それに基づき中期計画を策定しています。現在の中期計画は令和 5～9 年度までの 5 ヶ年計画とし、6 項目の重点施策を掲げています。この期間のテーマは、「独自性強化と連携基盤強化」とし、部門の独自性を深めつつ、部門を超えた連携の基盤を作ることとしています。

実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の着実な計画実行を推進するため、半期毎に計画した事業の進捗を振り返り、常務会にて報告を行っています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、公開講座、履修証明プログラム等を開設し、社会の要請に応じた学びの機会を提供しています。 また、社会人の受け入れについては、社会人入学者選抜を実施し、社会人が大学で学ぶ機会を提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「淑徳大学社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、SDGs への取組み、地域・産学官との連携、地域共生活動、生涯学習の推進など、多種多様な社会連携・社会貢献活動を展開しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「大乘淑徳学園ダイバーシティ&インクルージョン基本方針」に基づき、「淑徳大学 DE&I 方針」を策定し、教職員の行動規範や学生支援に具体化することを目的に HP で公表するほか、本務教職員を対象に研修を行っています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。 理事 2 名、監事 1 名、評議員 4 名の女性を登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	大乘淑徳学園理事の人材確保方針に従い、人格高潔で学識に優れ、法人運営に関する識見を備え、専門性や実務経験を持つ多様な人材を選任しています。選任過程は寄附行為に定め、寄附行為に沿って選任手続きを行っています。
実施項目 3－1②	説明

理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営については、寄附行為、理事会運営規則を定め、規程を遵守して運営をしています。必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、又は評議員会の決議を得て、学園の業務執行上の重要事項を審議・決定しています。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見の習得のため、情報提供を行なっています。また、各役員が過去の議事録や議案を閲覧できる環境を整備しています。毎年理事・監事・評議員研修を実施しています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	私立学校法第 45 条、第 145 条、寄附行為により監事の選任を行っています。 寄附行為第 50 条、第 53 条により、評議員会により会計監査人を選任しています。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事を中心に、監査の前に監事、内部監査室、会計監査人が事前に調整を行ったうえで監査計画を作成し、監査を実施する体制になっています。また監査結果について、情報共有・意見交換を行っています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務支援のための情報提供を行い、毎年理事・監事・評議員研修を実施しています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	私立学校法第 61 条、寄附行為第 32 条により評議員の選任を行い、属性と年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行っています。
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営については、寄附行為、評議員会運営規則で定め、規程を遵守し運営しています。理事会であらかじめ評議員会の議案を決定し、評議員会を開催しています。
実施項目 3-3 ③	説明
評議員への情報提供・	学校法人の適正な運営に必要とされる識見の修得のため、

研修機会の充実	評議員への情報提供を行っています。また、各評議員が過去の議事録や議案を閲覧できる環境を整備しています。毎年理事・監事・評議員研修を実施しています。
---------	---

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	リスクへの対応については、「大乘淑徳学園危機管理規程」に定めており、対処すべき方法、手続き、運用に関する必要な事項は「大乘淑徳学園危機管理規程運用要綱」を定めています。 学園の規程に基づき「淑徳大学危機管理規程」及び「淑徳大学危機管理マニュアル」を整備し、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のためのBCPを制定し、学内に広く浸透させています。また、危機発生に備え安否確認システムを導入しています。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事・教職員が倫理感を持って活動する組織風土を高めるために、「コンプライアンス推進規程」を定めています。 コンプライアンスの意識を醸成するために、この規程により、コンプライアンス推進委員会でコンプライアンス教育を適宜実施しています。 不正の未然防止のため、通報窓口を設置することと、通報した者に対して不利益な扱いをしないことを方針として掲げています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学園運営の透明性を高めるとともに、公共性の向上と社会的責任を果たすために、「大乘淑徳学園情報公開規程・情報公開推進方針」により情報公開を行っています。情報公開推進方針は学園ホームページで公表をしています。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開推進方針に、情報の公開は、本学園ホームページ、学園設置校ホームページ、その他刊行物等を通じて、分かりやすく掲載することを心がけ、広く周知できる方法で行うことを定め、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明